

○新潟県中東福祉事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 10 月 30 日組合条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、五泉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五泉市条例第 33 号）の規定を準用する。

(夜間特殊業務手当に係る報酬)

第 3 条 夜勤の業務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、夜間特殊業務手当に相当する報酬を支給する。

2 その他支給に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2 6 月に期末手当を支給する場合において、令和元年度の末日まで臨時職員として勤務し、令和 2 年度パートタイム会計年度任用職員に任用された者で、令和元年度と令和 2 年度における任期の合計が 6 月以上に至ったときは、令和 2 年度 6 月期に限り令和元年度と同様の 0.4 月を支給する。